

平成26年度医療機器販売業等の管理者 医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修会 開催案内

主催:(公社)日本薬剤師会
共催:(一社)岐阜県薬剤師会

1 目的

- ①薬事法*施行規則第168条及び第175条第2項に基づく医療機器販売業等の営業所の管理者に対する研修。
- ②薬事法*施行規則194号に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修。

2 受講対象者

- ① 高度管理医療機器等の販売業等の営業管理者
- ② 医療機器修理業の責任者
- ③ 特定管理医療機器の販売業等の営業管理者

なお、①及び②については毎年度受講の義務がありますが、③については努力義務となっております。

3 内容

- ① 薬事法*その他薬事に関する法令
- ② 医療機器の品質管理
- ③ 医療機器の不具合報告及び回収報告
- ④ 医療機器の情報提供

4 開催日時等

日 時: 平成26年12月7日(日) 午後2時00分～午後4時30分(受付は午後1時30分～)

場 所: 長良川国際会議場 4階 大会議室
岐阜市長良福光2695-2 TEL058-296-1200

定 員: 300名(先着順)

講 師: アルフレッサ日建産業株式会社 美濃加茂支店 佐伯 秀紀 氏
: 三和化学研究所診断薬事業部 田畑 伸幸 氏

受講料: 岐阜県薬剤師会会員3,000円(テキスト、修了証代含む)非会員5,000円()

5 申込方法等

- ①下記あて郵便局にて受講料をお振り込みください。

口座番号:00890-4-42418

口座名称:一般社団法人岐阜県薬剤師会

(注)郵便局備え付けの振込用紙をご使用いただき、振込人名は申込者名を、通信欄には受講する研修会名を記入し、**お1人申込書毎に1振込してください**。なお、振込手数料は振込人のご負担ください。

- ②同封申込書に必要事項を記入し、振込領収書を添付のうえ、県薬事務局あてFAXにてお申し込みください。(岐阜県薬剤師会事務局 FAX 058-240-0500)

- ③締切後 1週間以内に受講証を、申込者の勤務先あてにお送りいたします。受講証が届かない場合には事務局までお問い合わせください。

- ④締切日:11月14日(期限厳守)

※改正薬事法が施行されますと、「薬事法」の名称が変わります。

施行後の名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となります。

6 注意事項

- ① 締切日以降及び当日の受付はいたしません。また、締切日以降のキャンセル、または当日欠席された場合には受講料の返金はいたしません。
- ② 定員になり次第締め切らせていただきます。その場合には先にお振り込みいただきました受講料は返還させていただきます。
- ③ 当日は受講証を受付窓口に提示いただき、必ず出席の確認をしてください。
また、終了後は受講証と引き替えに修了証を交付いたします。**受講証がない場合には受講することは出来ません。**

7 修了証の交付

研修の全時間を受講した方には、研修会終了後に修了証を交付いたします。遅刻・早退・長時間に渡り席を離れた場合には、修了証の交付はいたしませんのでご注意ください。また、この場合には受講料の返還はいたしません。

【注意】 定員（300名）に限りがございます。**この案内を受け取られた方以外で、参加をご希望の場合は、必ず事務局までご連絡下さい（058-260-8800 担当 伊藤）。** 確認無く、申込み・振込の場合、ご参加頂けなくても、返金できない場合があります。

